

吹田市南消防署電話交換設備更新業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年8月24日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名称

吹田市南消防署電話交換設備更新業務

(2) 業務概要

吹田市南消防署の電話交換設備更新業務

(3) 業務場所

大阪府吹田市内本町1丁目23番14号 吹田市南消防署

(4) 履行期間等

令和8年9月28日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、「2 事務機器・OA機器」又は「14 通信用機械器具」を参加希望種目としている者であること。

ウ 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における

暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

カ 官公庁（国及び地方公共団体）において、平成28年度から令和7年度までの過去10年間に、電話交換設備更新業務の実績（入札参加申請日において、現に履行中であるものを含む。）を有すること。

3 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書等を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類等

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 「2 入札参加資格」カの要件を満たすことが確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し・仕様書の写し等）

イ 提出期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）まで

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から
午後5時30分まで

ウ 提出先

(ア) 持参の場合

吹田市江坂町1丁目21番6号 吹田市消防本部7階 企画総務室

(イ) 郵送の場合

〒564-0063 吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部企画総務室

吹田市南消防署電話交換設備更新業務 契約担当者宛

エ 申請書類の配布期間及び方法

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）までの間に、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和8年度（2026年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市消防本部関係施設清掃業務に係る制限付一般競争入札の実施について（以下「当該案件のページ」）からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は、返却しない。
- (ウ) 申請書類は持参、郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。提出期間内に必着のこと。）とすること。

(3) 入札参加資格の確認の結果について

入札参加資格の確認の結果は、申請者に対して電子メールで通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

（通知予定日：令和8年9月7日（月））

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期限及び質疑書の提出方法

令和8年9月2日（水）正午

(2) 質疑書等の提出方法

電子メールにより次の提出先に送付すること。

なお、電話等による質疑は受け付けない。また、社名及び担当者を示していれば、様式は任意とする。

【提出先】吹田市消防本部企画総務室

メールアドレス sfd-soumu@city.suita.osaka.jp

(3) 回答

吹田市のホームページの当該案件ページに掲載する。

（掲載予定日：令和8年9月3日（木））

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。したがって、仕様書、入札書、委任状については、吹田市ホームページの当該案件ページからダウンロードすること。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年9月11日（金）午前10時

(2) 入札場所

吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部8階 研修室

7 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
なお、最低制限価格は設定しない。
- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

8 入札の保証

吹田市財務規則第98条に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。

9 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- イ 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- ウ 参加資格確認申請に必要な書類を提出しない者がした入札
- エ 提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であって、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- オ 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を

立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。
ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

(3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

12 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

エ 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき

オ 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

13 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

14 契約の保証

(1) 落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

(2) 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、本契約における契約金額の1年当たりの額の100分の10に相当する額以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

15 その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書の内

容を承認の上、入札を行うこと。

16 問い合わせ先

吹田市江坂町 1 丁目 21 番 6 号 吹田市消防本部 7 階 企画総務室

電 話 06-6193-1115（直通）

電子メール sfd-soumu@city.suita.osaka.jp